

「くまもとお仕事探検フェア」運営業務委託募集要項

1 事業の目的

高校1，2年生とその保護者を対象に、将来に向けた進路選択や職業理解の場を提供し、キャリア形成の支援を図る。

例年は、生徒が、県内企業や団体等のブースを回り、医療・福祉・こども、生活・サービス、食、情報、ものづくり、交通運輸、まちづくり、行政など、様々な分野の仕事と広がり、仕事につながる学びを知り、県内企業等の魅力や仕事のやりがいについて話を聞き、また仕事の体験をする参加者集合型イベントを展開していたが、感染症対策の観点から、今年度は集合型ではない形式で、将来の進路選択に明確な目標を持てるよう分かりやすく充実した情報を提供し支援する。

2 業務概要

(1) 業務名

くまもとお仕事探検フェア運営業務委託

(2) 委託方法

公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

(3) 業務内容

「くまもとお仕事探検フェア」実施方法の企画提案及び運営業務

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年12月28日まで

(5) 委託金額の上限

7,609,800円(税込)

※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

3 業務スケジュール(予定)

令和2年	6月23日	公募開始
令和2年	7月3日	公募終了
令和2年	7月9日	企画提案書提出期限
令和2年	7月14日	審査会
令和2年	7月中	受託候補者決定、委託契約締結、業務開始
令和2年	12月28日	業務完了、実績報告

4 主催者

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会

〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺1丁目4-1

電話096-382-5445 FAX096-382-5447

E-mail info@infowork-kumamoto.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす企業、法人等とする。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できるための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続き開始の申立てを行ったもの又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 応募の手続き

「くまもとお仕事探検フェア企画提案および業務運営仕様書」を確認の上、応募すること

(1) 提出書類

① 企画提案書（別紙様式1）

- ア 全体スケジュール
- イ 実施体制
- ウ 実施内容
- エ 類似業務の実績

② 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

※提出する書類の規格はA4版片面とする。

(2) 提出先

「4 主催者」に同じ

(3) 提出部数

正本1部と、その写し5部（計6部）

(4) 提出期限

令和2年7月9日（木）午後5時（必着）

※提出方法は持参または郵送とし、期限までに必着すること。

(5) 選考方法

協会職員（事務局長、事務局次長、職員複数名）が次の審査項目について審査・採点し、最高点を得た者を受託候補者として選定する。

項 目	審査の視点	配点(各人)
企画内容	実施計画は本事業の目的・趣旨に沿って立てられているか。	10点
	スケジュールは適切か。	5点
	内容は、参加者の情報収集に有効的なものか。	10点
	内容は、生徒・保護者への周知として有効か。	10点
業務遂行能力	業務を円滑に実施するための体制は十分なものとなっているか。	5点
	過去に類似業務を受託した実績があるか。	5点
経済性	企画内容に対して妥当な見積書となっているか	5点
		計 50点

(6) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

7 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、契約金額（消費税込）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

8 その他留意事項

(1) 提出書類等に関する事項

- ①期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は参加として認められないものとする。
- ②企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等は、添付書類を含め参加者に返却しないものとする。
- ④提出された企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、主催者は提出書類を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

(2) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(3) 参加者が1社の場合は、基準点（16点）を下回らなければ、その1社を合格とする。